

産業廃棄物に関するアンケート調査の実施について

1 概要

産業廃棄物を排出する事業者、産業廃棄物を処理する業者に産業廃棄物税の導入による産業廃棄物に対する意識の変化、排出抑制やリサイクルの促進に向けた動向を始め、税収を活用した使途事業に関する意見を聞くためアンケート調査を行い、よりよい税制度のあり方について検討する。

2 対象者

- 産業廃棄物排出事業者（愛知県内の多量排出事業者） 約 1,250 事業者
 - 産業廃棄物処理業者（愛知県又は県内政令市許可）
 - ・ 産業廃棄物処分業者（中間処理業者及び最終処分業者） 約 820 事業者
 - 産業廃棄物処理施設（最終処分場）設置者（処分業者除く） 約 20 事業者
- 合計 約 2,090 事業者

3 質問事項

- (1) 産業廃棄物税制度の認知度
- (2) 産業廃棄物税制度の効果（税導入後の変化）
- (3) 産業廃棄物税負担に関する取り扱い
- (4) 産業廃棄物の処理状況
- (5) 産業廃棄物税の税率
- (6) 産業廃棄物税の課税方法
- (7) 産業廃棄物税の活用施策（使途）
- (8) 産業廃棄物税制度の方向性

4 実施時期

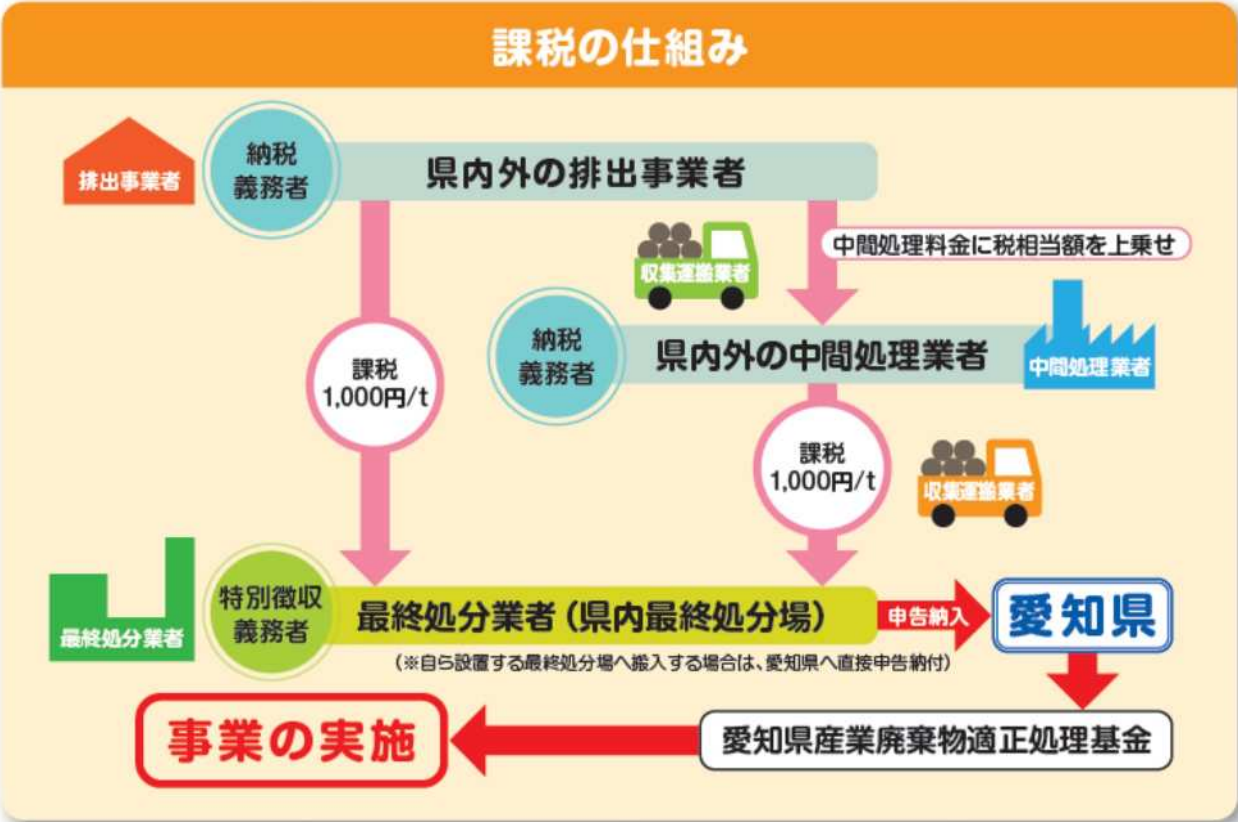
令和元年 10 月～11 月（予定）

産業廃棄物税制度について

愛知県では、循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の排出を抑制し、最終処分量の削減を図るため、平成18年4月から「産業廃棄物税」を導入しています。

○産業廃棄物税の概要

| | | |
|------------------------------------|--|--|
| 納める人 (納税義務者) | 納める額 (課税標準及び税率) | 納める方法 (徴収方法) |
| 愛知県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者 | 最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円 (自らの産業廃棄物を自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、1トンにつき500円) | 最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から税を預かり、愛知県へ申告納入 (自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、愛知県へ直接申告納付) |



○産業廃棄物の排出等の状況（平成17年度～平成28年度）

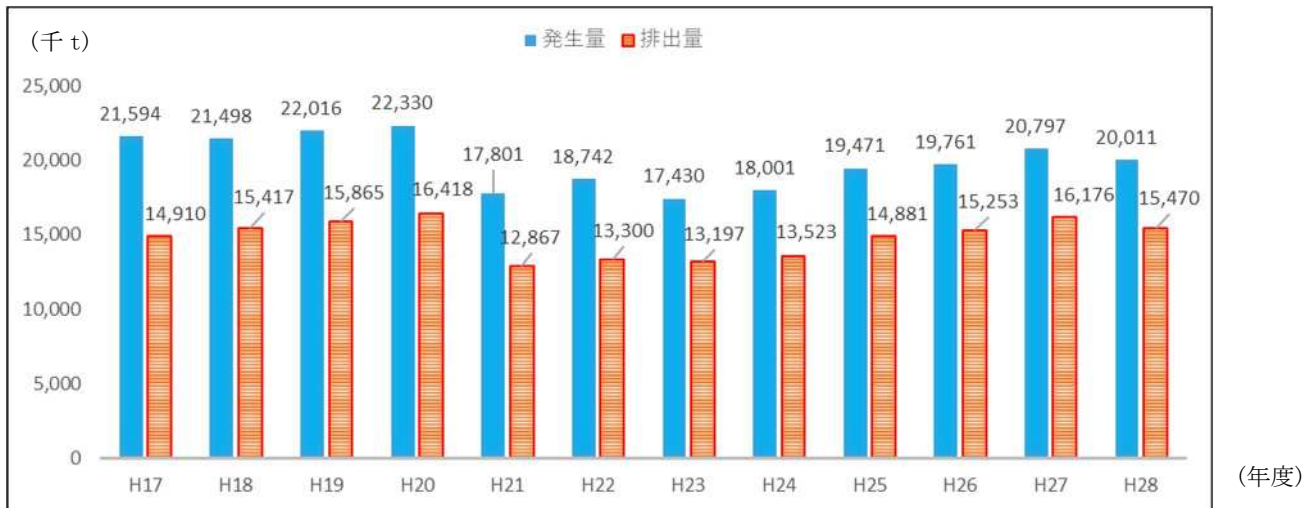


図 産業廃棄物発生量、排出量の推移



図 産業廃棄物再生利用量・再生利用率・最終処分量の推移

産業廃棄物税を導入後・・・

- * 再生利用率が12ポイント増加・・・（H17：59% ⇒H28：71%）
- * 最終処分量が35.4%減少・・・（H17：1,360千トン ⇒H28：879千トン）
- * 最終処分場の残余年数は約13年・・・（H17：約7年 ⇒H28：約13年）

○産業廃棄物税の税収と使途（平成18年度～平成30年度）



図 税収と使途（平成18年度～平成30年度）

○産業廃棄物税を活用した取組

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の促進に向けた取組

<主な事業内容>

- ・企業が取り組む先導的・独創的な循環ビジネスの事業化を促進するための補助
- ・「あいち資源循環推進センター」における循環ビジネスの事業化に向けた相談や技術指導の実施
- ・循環ビジネスの発掘・創出を目的とした循環ビジネス創出会議の開催
- ・資源循環や環境負荷の低減を目的とする優れた技術や事業、活動、教育を実施する企業等を表彰する「愛知環境賞」の実施

産業廃棄物最終処分場の設置促進に向けた取組

<主な事業内容>

- ・衣浦港3号地産業廃棄物最終処分場に接続する臨港道路武豊美浜線の整備
- ・公園や地域交流施設など、最終処分場を設置する地元からの要望施設の整備

産業廃棄物の適正処理の推進に向けた取組

<主な事業内容>

- 不法投棄、不適正処理を未然防止するための夜間・休日の監視パトロール及び立入検査の実施
- 産業廃棄物処理業者の優良化を進めるための講習会の実施
- 廃棄物処理法に規定する県内の政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市）が行う産業廃棄物適正処理推進事業に対する補助
- 再生品の環境分析検査や再生品製造事業者への立入検査

産業廃棄物税に関するアンケート調査

次の設問 1～9 にお答えください。なお、回答は全て回答用紙にご記入ください。

問 1 愛知県で産業廃棄物税制度を導入していることをご存じですか。次の中からあてはまるものを 1 つだけ 選んでください。

- (1) 産業廃棄物税制度があることや導入目的などを知っている。
- (2) 産業廃棄物税制度があることは知っているが、導入目的など詳しいことは知らない。
- (3) 知らない。

※問 1 で(3)を選択した場合は、別紙 1 ページ「産業廃棄物税の概要」をご覧ください。ただいてから、問 2 以降の設問にお答えください。

問 2 産業廃棄物税制度の効果についてお聞きします。

税制度の導入により、貴社における廃棄物処理についてどのような変化があったと感じますか。次の中からあてはまるものを選んでください。
(複数回答可)

- (1) 産業廃棄物の発生量抑制や減量化による排出量抑制につながった。
- (2) 再利用、再生利用の促進につながった。
- (3) 最終処分量の削減につながった。
- (4) わからない。
- (5) その他（具体的に： _____)

問3 産業廃棄物税の負担に関する取り扱いについてお聞きします。
貴社の処理料金や処理委託契約書上での産業廃棄物税の取り扱いについて、次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。
〔()内は中間処理業者、最終処分業者の場合〕

- (1) 処理料金に税相当分を含めて支払って（徴収して）おり、契約書や請求書で税相当分を把握（明示）している。
- (2) 処理料金に税相当分を含めて支払って（徴収して）いるが、契約書や請求書で税相当分を把握（明示）していない。
- (3) その他（具体的に： _____)

問4 排出事業者、中間処理業者及び産業廃棄物処理施設（最終処分場）設置者の方に、産業廃棄物の処理状況についてお聞きします。（最終処分業者の方は問5へ）

貴社が排出した産業廃棄物の全部又は一部を愛知県外で処理していますか。愛知県外で処理している場合はその理由も含めて、次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。

- (1) 愛知県外では一切処理していない。（全て愛知県内で処理している）
- (2) 愛知県内に適切に処理できる業者がないため、県外で全部又は一部を処理している。
- (3) 愛知県内で処理すると処理料金に産業廃棄物税相当額が上乗せされるため、県外で一部又は全部を処理している。
- (4) その他の理由により、県外で一部又は全部を処理している。
（理由： _____)

問5 産業廃棄物税の税率についてお聞きします。

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する場合の産業廃棄物税の税率は1,000円/トンとし、排出事業者自らが設置する最終処分場へ搬入する場合は500円/トンとしています。このことについて、次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。

- (1) 現行の制度が妥当な税率であると思う。(原則1,000円/トン、自らが設置する最終処分場への搬入500円/トン)
- (2) 複数の税率は設けず、一律1,000円/トンが妥当であると思う。
- (3) 自らが設置する最終処分場への搬入は課税免除が妥当であると思う。
- (4) 妥当な税率ではなく高いと思う。(円位が妥当)
- (5) 妥当な税率ではなく低いと思う。(円位が妥当)
- (6) わからない。

[参考：他県等の状況]

- ・税制度がある全国28道府県市の税率は全て1,000円/トン。
- ・一部の県で課税免除や愛知県と同様の軽減制度がある。

問6 産業廃棄物税の課税方法についてお聞きします。

現行制度では、県内の最終処分場へ搬入するものを課税対象とする最終処分段階課税方式*が採用されていますが、次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。

- (1) 現行の方式でよいと思う。
- (2) 他の方法によるべきだと思う。
(具体的な方法、理由：)
- (3) わからない。

[参考：課税方式の例]

○最終処分段階課税方式

県内の最終処分場へ搬入する排出事業者及び中間処理業者を納税義務者とし、その最終処分に着目して課税する方式(最終処分業者が排出事業者等から預かった税を申告納入する)

(税制度がある全国28道府県市のうち25道府県が採用)

○排出段階課税方式

県内の処理施設へ搬入する排出事業者を納税義務者とし、その排出に着目して課税する方式（排出事業者が申告納入する）

（税制度がある全国28道府県市のうち2県が採用）

○最終処分業者課税方式

市内の処理施設で埋立処分する最終処分業者及び自家処分事業者を納税義務者とし、その埋立処分に着目して課税する方式（最終処分業者が申告納入する）

（税制度がある全国28道府県市のうち1市が採用）

問7 産業廃棄物税の活用施策についてお聞きします。

産業廃棄物税の税収は、現在、以下(1)～(3)の施策で活用していますが、今後最も積極的に進めるべき施策について、次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。

(1) 産業廃棄物の発生抑制・再使用及び再利用の促進

(2) 産業廃棄物最終処分場の設置の促進

(3) 産業廃棄物の適正な処理

(4) その他（ ）

※(1)～(3)の詳細については、別紙3ページ「産業廃棄物税を活用した取組」をご覧ください。

[参考：(4)その他の例]

- ・ 不適正処理された産業廃棄物の処理費用への助成
- ・ 産業廃棄物最終処分場の整備費用への助成
- ・ 中間処理施設の整備費用への助成
- ・ 産業廃棄物処理に係る環境保全対策への助成
- ・ 中間処理業者育成への施策 など

問8 今後の産業廃棄物税制度の方向性についてお聞きします。

これまでの設問を踏まえて、今後の産業廃棄物税制度について、どのような方向に進むのが望ましいと考えますか。次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。

- (1) 現行制度のまま継続する。
- (2) 一部制度を見直した上で継続する。
(具体的な見直し内容：)
- (3) その他 ()

問9 その他産業廃棄物税制度関係でご意見等ございましたら、回答用紙にご記入ください。

以上で設問は終了です。ありがとうございました。